## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第２６号**
福島県河沼郡柳津町大字郷戸字石神甲45番地、前住所福島県会津若松市日新町17番５号　サードニクスタカハシ３Ｂ号
債務者　齋藤かおり
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２７年（フ）第６６号**
群馬県太田市大島町1046番地１　鳥之郷南市営住宅７―12号、前住所群馬県太田市鶴生田町888番地　鳥之郷市営住宅951号
債務者　茂木　澄雄
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで　前橋地方裁判所太田支部

**平成２６年（フ）第６１２号**
埼玉県入間郡三芳町大字北永井319番地４　森の里団地２―303号
債務者　山田　由加
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第１２０号**
東京都大田区西蒲田７丁目52番９号　永島ビル601、申立時の住所埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番２―502号　新鶴団地
債務者　小野　佳子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第１７４号**
埼玉県川越市大字寺尾270番地25
債務者　佐藤　寛之
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第１８２号**
埼玉県所沢市大字松郷64番地の２　７―404
債務者　武田絵理香
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第１８７号**
埼玉県川越市大字藤倉386番地２
債務者　山本　千尋
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第２０５号**
埼玉県飯能市大字原市場587番地
債務者　佐野　　茂
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第２４号**
新潟県燕市水道町１丁目６番33号　タワーフロントパレ１号棟116号
債務者　村田　利一
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで　新潟地方裁判所三条支部

**平成２７年（フ）第２３号**
北海道滝川市黄金町東４丁目16番32号　ハイツトーク206号室
債務者　松浦　猛志
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２７年（フ）第９４号**
北海道帯広市西12条南15丁目２番地３　コーポヨシダ２号
債務者　高橋　弘子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２７年（フ）第３１号**
新潟県村上市藤沢344番地
債務者　齋藤　利江
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで　新潟地方裁判所新発田支部

**平成２７年（フ）第４号**
新潟県上越市頸城区美しが丘1136番地24
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで　新潟地方裁判所高田支部

**平成２７年（フ）第１６号**
愛媛県宇和島市保田甲133番地１
債務者　中川　和明
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで　松山地方裁判所宇和島支部

**平成２７年（フ）第５７号**
長崎県諫早市宇都町15番９号
債務者　磯田　幸治
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２６年（フ）第１５２号**
福岡県太宰府市水城２丁目22番36号　ラフォーレ水城102号
債務者　田上由美子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで　福岡地方裁判所久留米支部

**平成２７年（フ）第３０号**
青森県八戸市東白山台２丁目24番20号　ウィンドヒルＡ202
債務者　阿部　　忍
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係